

渋川市AL T派遣業務委託審査基準

1 事業者選定に当たっての手順

(1) 提案点評価

各事業者の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、渋川市AL T派遣業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査し、渋川市AL T派遣業務委託審査基準表（以下「基準表」という。）に基づき、採点する。

(2) 価格点評価

提出された見積金額の評価を行う。

2 評価点数

(1) 提案点

ア 評価項目単位の採点

基準表の各項目（計7項目）について、評価の着目点に応じ、1点から4点までの4段階により評価する。4段階の目安は、次のとおりとする。

4点	優れている
3点	良好
2点	やや不十分
1点	不十分

イ 評価項目単位のウェイト

評価項目の重要度に応じ、1から3までのウェイトを設定する。

ウ 配点

基準表の各評価項目に配分する得点は、「採点×ウェイト」とし、その上限の合計を次のとおりとする。

評価項目	配点
会社内容に関する事項	8
業務委託に関する事項	36
合計	44

(2) 価格点

価格点の計算は、事業者別に次の算定式により計算し、満点を160点とする。

算定式 価格点 = 160 × (最低提案価格見積金額 / 当該提案価格見積金額)

(3) 審査委員の提案点の合計点（最高点：審査員一人あたりの最高点44点×10名＝440点）と価格点（最高160点）の総計得点数値（最高600点）で、順位を決定する。

3 優先交渉者の決定

プレゼンテーション終了後、審査委員会の全委員による採点審査を経て、評価点の最も高い提案者から優先交渉者とする。

同点の場合は、提案点のうち「業務委託に関する事項」と「価格点」を合算した得点

が高いものを上位の優先交渉者とする。これも同点の場合は、審査委員会の委員長の判断により決定する。

また、優先交渉者が辞退を申し出た場合は、次点の事業者を優先交渉者とする。上位の優先交渉者が辞退を申し出た場合は、次点以降が繰り上がる。

○渋川市ALT派遣業務委託審査基準表

1 提案点評価

評価項目		ウェイト	配点上限	
会社内容	会社概要及び財務状況	○経営基盤が安定しているか ・会社の規模及び経営状況の説明がある。 ・コンプライアンス（法令遵守）の基本方針の説明があり、その取組が分かる。	1	4
	業務内容	○外国語教育についての考え方が明確であり、事業に反映されているか ・学習指導要領を踏まえた独自教材等を開発し、提供している。	1	4
業務委託	ALTの派遣実績	○信頼できる派遣業務実績があるか ・数的な実績に加え配置校等の評価を踏まえた説明がある。	1	4
	ALTの採用基準	○募集要項及び採用基準が、外国語教育についての考え方に基づいているか ・募集から採用に至るまでの審査内容や方法に一貫性がある。 ・日本人教諭との打合せができる程度の日本語運用能力を有していたり、日本の学校教育への理解があり、教育に携わる者としての自覚や協調性を有していたりする質の高いALTを確保している。	1	4
	ALTの研修体制	○事業者として育てたいALT像を明確にして研修を実施しているか ・採用時、派遣後も指導力向上の研修体制が確立している。	2	8
	ALTの管理・サポート体制	○ALTの心身の健康管理を行うとともに、体調不良の際等の緊急体制が整っているか ・ALTがやむを得ず欠勤になった場合、適切な対応ができる体制が取られている。 ・配置校への定期的な訪問や聞き取り、及び発注者へのフィードバックが計画されている。	2	8
	ALTの活用事業	○本市の外国語教育の充実に資する事業を展開しているか ・市内小中学校で実施可能な特色あるプログラムである。 ・ICTを活用した授業や、授業以外でのALTの活動事例、JETも参加可能なプログラム等の提案がある。	3	12
合計			44	